

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、翌日が休日であると)  
(当日起きは、翌日が休日であると)

## 鳥取県告示第九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年二月一日

鳥取県知事 平 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和五六年十月一日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積(一メートル)
境港市昭和町九の一、一二の二及び一二の三と一体をなす国有地の地先	五、七四四・一メートル
境港市昭和町九の一及び一二の二と一体をなす国有地の地先	一、九〇三・五メートル

- ◆告示  
示  
正誤  
新たに生じた土地の確認(二件)  
町の区域の変更(二件)  
救急病院の公表の一部改正  
土地改良区の役員の住所の変更  
土地改良事業計画の適否の決定(二件)  
土地改良法による換地計画の適否の決定  
保安林の指定の解除予定  
公有水面の埋立ての免許

## 鳥取県告示第九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年二月一日

鳥取県知事 平 鴻 三

新たに生じた土地の位置（昭和五十六年十月一日現在の地  
番による。）

境港市上道町字神岬二三二〇の八、上道町字蘿摩洋二二三の一、二二二四の六、二二三一の三、二二三一の七、二二三一の八及びこれらと一体をなす国有地、中野町字通天橋三二五八の三、三二五八の一七、三二五八の二九、三二五八の二二から三二五八の二七まで、三二五八の二九及び三二五八の三〇、中野町字広見灘三二五六の四、三二五六の六、三二五六の二二、三二五六の二四、三二五六の二五、三二五六の二七、三二五六の二九、三二五六の三一、三二五六の三二、三二五六の三五、三二五六の三六、三二五六の三九及び三二五六の四一から三二五六の四六まで、中野町字富士見三二五二の二、三二五二の一六、三二五二の一八から三二五二の二一まで、三二五二の二五から三二五二の二七まで及び三二五二の三〇から三二五二の三三まで、福定町字八雲崎一八〇二の二、一八〇二の五、一八〇二の一二、一八〇二の一三、一八〇二の一五から一八〇二の一〇まで、一八〇二の二三及び一八〇二の二六並びに福定町字篠津向一八一四の六、一八一四の一九から一八一四の二三まで、一八一四の二五から一八一四の二七まで及び一八一四の三〇の地先

境港市上道町字岬二一七七の二、二一七七の六から二一七七の一三まで及び二一七七の二五、上道町字瀬向二二七〇の八、二一七一の一、二一七一の八、二一七一の一〇、二一七一の一、二一七四の二、二一七四の五、二一七四の九、二一七五の二、二一七五の五、二一七五の二六、二一七六の四及びこれらと一体をなす国有地、上道町字川岸二一八四の一六、二一八四の一九、二一八五の九及びこれらと一体をなす国有地、上道町字白波二一八七の三、二一八八の六、二一八八の七、二一九一の五、二一九一の七、二一九一の五、二一九五の七及びこれらと一体をなす国有

地の面積  
新たに生じた土

一六〇、五五五・三〇  
平方メートル

地、上道町字大敷濱二一九六の二、二一九九の三、二二〇〇の三、二二〇三の三、二二〇四の二及びこれらと一体をなす国有地、上道町字滄海二二〇七の五、二二〇八の四、二二一一の一、二二一一の三、二二一一の七及びこれらと一体をなす国有地、上道町字神岬二二一五の三、二二一五の九、二二一六の二、二二一九の五、二二二〇の八及びこれらと一体をなす国有地、上道町字蘿摩洋二二三三の二、二二三四の六、二二三一の三、二二三一の七、二二三一の八及びこれらと一体をなす国有地、中野町字通天橋三二五八の三、三二五八の一七、三二五八の二九、三二五八の二二から三二五八の二七まで、三二五八の二九及び三二五八の三〇、中野町字広見灘三二五六の四、三二五六の六、三二五六の二二、三二五六の二四、三二五六の二五、三二五六の二七、三二五六の二九、三二五六の三一、三二五六の三二、三二五六の三五、三二五六の三六、三二五六の三九及び三二五六の四一から三二五六の四六まで、中野町字富士見三二五二の二、三二五二の一六、三二五二の一八から一八〇二の二〇までの地先

二から三二五八の二七まで、三二五八の二九及び三二五八の三〇、中野町字広見灘三二五六の四、三二五六の六、三二五六の二二、三二五六の二四、三二五六の二五、三二五六の二七、三二五六の二九、三二五六の三一、三二五六の三二、三二五六の三五、三二五六の三六、三二五六の三九及び三二五六の四一から三二五六の四六まで、中野町字富士見三二五二の二、三二五二の一六、三二五二の一八から三二五二の二一まで、三二五二の二五から三二五二の二七まで及び三二五二の三〇から三二五二の三三まで、福定町字八雲崎一八〇二の二、一八〇二の五、一八〇二の一三、一八〇二の一五から一八〇二の二〇まで、一八〇二の二三及び一八〇二の二六並びに福定町字篠津向一八一四の六、一八一四の一九から一八一四の二三まで及び一八一四の二五から一八一四の二七まで及び一八一四の三〇までの地先

一三〇、一一一・一〇  
平方メートル

### 鳥取県告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する  
町の名称 同上の区域（昭和五十六年十月一日現在の地番による。）

昭和町 昭和町の全域並びに昭和町九の一、一二の二及び一一の三と一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地

### 鳥取県告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する  
町の名称 同上の区域（昭和五十六年十月一日現在の地番による。）

上道町

上道町の全域並びに上道町字岬二一七七の一、二一七七の六から二一七七の三まで及び二一七七の一五、上道町字瀬向二一七〇の八、二一七一の二、二一七一の八、二一七の一〇、二一七一の一、二一七四の二、二一七四の五、二一七四の九、二一七五の二、二一七五の五、二一七五の六、二一七六の四及びこれらと一体をなす国有地、

### 中野町

中野町の全域並びに中野町字通天橋三二五八の三、三二五八の一七、三二五八の一九、三二五八の二二から三二五八の二七まで、三二五八の二九及び三二五八の三〇、中野町字広見灘三二五六の四、三二五六の六、三二五六の二二、三二五六の二四、三二五六の二五、三二五六の二七、三二五六の二九、三二五六の三一、三二五六の三二、三二五六の三五、三二五六の三六、三二五六の三九及び三二五六の四一から三二五六の四六まで並びに中野町字富士見三二五二の二、三二五二の一六、三二五二の一八から三二五二の二一まで、三二五二の二五から三二五二の二七まで及び三二五二の三〇から三二五二の三三までの地先の土地

### 福定町

福定町の全域並びに福定町字八雲崎一八〇二の二、一八〇二の五、一八〇二の二二、一八〇二の二三、一八〇二の五から一八〇二の二〇まで、一八〇二の二三及び一八〇二の二六並びに福定町字笠津向一八一四の六、一八一四の一九から一八一四の二三まで及び一八一四の二五から一八一四の三〇までの地先の土地

## 鳥取県告示第九十九号

昭和四十年三月鳥取県告示第百五十四号（救急病院の公表について）の一部を次のように改正する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「医療法人共済会清水整形外科病院」を「医療法人共済会清水病院」に改める。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

理事	吉田 勲	変更前	倉吉市東鴨四六六
高橋 弘二		変更後	倉吉市長坂町四六六
変更後	倉吉市長坂町四四九		

## 鳥取県告示第百一号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 四 異議の申出

昭和五十六年十一月二十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（船木地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

## 鳥取県告示第一百一号

昭和五十六年十一月二十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（六反田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

5 昭和57年2月2日 火曜日

## 鳥取県公報

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和五十七年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
八東町役場

- 四 異議の申出  
八東町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡用瀬町大字屋住字中津美奥七六九の一（次の図に示す部分に限

り告示する。）

昭和五十七年二月二日

- 二 保安林として指定された目的

昭和五十六年十二月二十日付けで八東町から申請のあつた小畠地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和57年2月2日 次曜日

三 水源のかん養  
解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 淀江漁港東防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒 東経一

三三度二五分三九秒）から一六一度〇〇分二五四・〇〇

メートルの地点（以下「A地点」という。）から一一度

一〇分四一・五〇メートルの地点

2の地点 A地点から一二度四五分分四〇・二〇メートルの地点  
3の地点 A地点から二八七度一五分二九・六〇メートルの地点

4の地点 A地点から二九四度五〇分三五・二〇メートルの地点

(二) 面積

三五〇・七二平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一番地七地先公有水面及び陸域  
区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び才の地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 A地点から二六度一〇分五五・七〇メートルの地点  
イの地点 A地点から二一度四五分一七・四〇メートルの地点

ウの地点 A地点から二五九度四五分二六・七〇メートルの地点

エの地点 A地点から三〇五度一〇分六四・四〇メートルの地点

オの地点 A地点から三五四度一〇分六六・九〇メートルの地点

(三) 面積

二、九八七・四五平方メートル

(二) 区域

西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一番地七地先公有水面

一 免許の日 昭和五十七年一月二十七日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

淀江漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三  
鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第二百五号  
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一條の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

7 昭和57年2月2日 火曜日

## 鳥取県公報

五 埋立地の用途  
漁港施設用地

## 鳥取県告示第百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の使用料の徴収の事務を財團法人鳥取県福祉事業団に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

正 誤

昭和五十五年十一月鳥取県告示第千五百号（解除予定の保安林について）  
中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤  
十二 上 四 字乙提谷 字乙堤谷 正